

2024年度  
学生募集要項

新見公立大学大学院  
健康科学研究科

看護学専攻（博士前期課程）  
看護学専攻（博士後期課程）  
地域福祉学専攻（修士課程）

新見公立大学

出願に際しては、本要項の内容を熟読の上、所定の期日までに出願書類を提出してください。

入学者選抜日程等の概要

事 項	日程・該当者・試験会場等		
	I 期		II 期 ※
	看護学専攻(博士前期課程) 地域福祉学専攻(修士課程)	看護学専攻(博士後期課程)	看護学専攻(博士前期課程) 看護学専攻(博士後期課程) 地域福祉学専攻(修士課程)
指導を希望する 教員との面談	2023年8月21日(月) まで	2023年10月10日(火) まで	2024年1月15日(月) まで
出願資格認定申請	2023年8月21日(月) 【必着】	2023年10月10日(火) 【必着】	2024年1月15日(月) 【必着】
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     次の出願資格のいずれかに該当する者                      ・一般入試の出願資格⑧、⑨、⑩                      ・社会人入試の出願資格⑤又は⑥                 </div> ※指導を希望する教員との面談を事前に済ませる。		
出 願 期 間	2023年9月 4日(月) ～ 2023年9月11日(月) 【必着】	2023年10月23日(月) ～ 2023年10月30日(月) 【必着】	2024年1月30日(火) ～ 2024年2月 6日(火) 【必着】
試験期日：会場	2023年9月23日(土)	2023年11月11日(土)	2024年2月17日(土)
	[ 会場：新見公立大学 ]		
合 格 発 表	2023年9月29日(金)	2023年11月17日(金)	2024年2月22日(木)
入 学 手 続	2023年10月 2日(月) ～ 2023年10月10日(火) 【必着】	2023年11月20日(月) ～ 2023年11月27日(月) 【必着】	2024年2月26日(月) ～ 2024年 3月 4日(月) 【必着】

※II期については、I期日程で定員を満たさなかった場合にのみ実施します。

実施する場合は2024年1月5日(金)以降に本学ホームページ上でお知らせします。

## 目 次

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）	1
-----------------------------	---

### 健康科学研究科 学生募集要項

1 募集人員・出願資格	
看護学専攻（博士前期課程）	5
看護学専攻（博士後期課程）	7
地域福祉学専攻（修士課程）	8
2 出願手続	10
3 試験期日等	17
4 合格者発表	20
5 入学手続	21
6 初年度納付金	22
7 社会人の履修について	23
8 障がい等のある方への受験上の配慮事項	23
9 その他	25

### 健康科学研究科看護学専攻（博士前期課程）案内

看護学専攻（博士前期課程）の概要	26
1 各領域の概要	26
2 各領域教員の研究内容等	27
3 修業科目	29
4 修了要件	30
5 学位	30

### 健康科学研究科看護学専攻（博士後期課程）案内

看護学専攻（博士後期課程）の概要	31
1 各領域教員の研究内容等	32
2 授業科目	33
3 修了要件	34
4 学位	34

### 健康科学研究科地域福祉学専攻（修士課程）案内

地域福祉学専攻（修士課程）の概要	35
1 各指導教員の研究内容等	36
2 授業科目	37
3 修了要件	38
4 学位	38

出願から入学手続きまでの流れ	39
----------------	----

### 出願書類等

## 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

### 【新見公立大学大学院の目的】

学術の理論及び応用を教授研究し、深奥を究め、学術と教育の振興を図り、保健・医療・福祉の増進と地域医療の発展に寄与するとともに、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを目的とする。

### 看護学専攻（博士前期課程）

#### 【教育研究上の目的】

中山間地域のすべての世代、あらゆる健康レベルにある人々を対象に、保健、医療、福祉、教育、行政に関連する施設・機関等で、看護学の視点から全世代型包括ケアを追究・実践する質の高い看護実践者、研究者、教育者を育成する。

1. 研究に主体的に取り組み、研究者としての基礎的能力を身につける。
2. 看護学の課題への真摯な探求によって、専門職業人としての高い倫理観と看護学発展のための広い視野と行動力を身につける。
3. 地域社会の看護上の課題へ取り組むために必要な、連携能力や課題解決のための人材活用など、包括的な人間関係能力と実践力・教育力を身につける。

### 【入学者の受入れに関する方針：アドミッション・ポリシー】

#### 1 基本方針

看護学専攻（博士前期課程）では、学校教育法施行規則第155条第1項第8号の規定に基づいて、看護師免許（取得見込みの者を含む）を有し、かつ学士をする者（取得見込みの者を含む）を受け入れる。ただし、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願資格を与える。

#### 2 アドミッション・ポリシー

看護学専攻（博士前期課程）では、以下の受入れ方針に従って、学生を受け入れる。

- 1) 看護学への深い関心と研究課題への強い探究心を有している人【看護学の探究心】
- 2) 地域医療・看護学の発展に寄与する明確な研究テーマを有している人【研究テーマの明確化】
- 3) 将来、看護実践者・教育者・研究者としてキャリア形成への意欲と必要な能力を有している人【キャリア形成力】
- 4) 研究を進める上での英語力を有している人【英語力】

■入学者選抜方法における重点評価項目（求める人物像と入学者選抜方法との対応表）

選抜方法		重点評価項目			
		看護学の 探究心	研究テーマ の明確化	キャリア 形成力	英語力
専門科目 (看護学)	一般入試	○	○	○	
	特別入試 (社会人)	○	○	○	
英 語	一般入試				○
	特別入試 (社会人)				○
面 接 (口述試験)	一般入試	○	○	○	
	特別入試 (社会人)	○	○	○	

## 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

### 看護学専攻（博士後期課程）

#### 【教育研究上の目的】

看護学専攻(博士後期課程)では、中山間地域に暮らすすべての世代の「こころ」と「身体」の健康を支えるために、以下の能力を有し、全世代型地域包括ケア看護学の深化・推進に貢献する質の高い看護研究者を育成することを目指す。

#### 【入学者の受入れに関する方針：アドミッション・ポリシー】

##### 1 基本方針

看護学専攻(博士後期課程)では、学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定に基づいて、看護師免許を有し、かつ修士または専門職学位を有する者(取得見込みの者を含む)を受け入れる。ただし、個別の入学資格審査により、修士または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願資格を与える。

##### 2 アドミッション・ポリシー

看護学専攻(博士後期課程)では、以下の受入れ方針に従って、学生を受け入れる。

- 1) 論理的思考力、語学力、コミュニケーション力に加え、看護学の専門的知識・技術を有している人【基礎的研究力】
- 2) 地域医療・看護の現状に対して明確な問題意識を有している人【明確な問題意識】
- 3) 地域医療・看護に対する深い関心と科学的探究心を有している人【看護学の探究心】
- 4) 自己研鑽し、社会に貢献しようとする意志を有している人【社会貢献への意欲】

#### ■入学者選抜方法における重点評価項目（求める人物像と入学者選抜方法との対応表）

選抜方法	重点評価項目			
	基礎的研究力	明確な問題意識	看護学の探究心	社会貢献への意欲
専門科目 (看護学)	○			
英語	○			
面接 (口述試験)	○	○	○	○

## 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

### 地域福祉学専攻（修士課程）

#### 【教育研究上の目的】

中山間地域の課題解決のために活躍する福祉学の視点からみた全世代型地域包括ケアを追究・実践するリーダーを育成する。

- ・個別の生活課題が抽出できる福祉実践者を育成する。
- ・課題解決のための包括的支援体制を地域社会に関わる多様な人々と産学官民を巻き込んで指導的に構想できる福祉実践者を育成する。
- ・課題解決のための地域福祉としてのアクションを探索・企画・立案して実践できる福祉実践者を育成する。

#### 【入学者の受入れに関する方針：アドミッション・ポリシー】

##### 1 基本方針

地域福祉学専攻（修士課程）では、学校教育法施行規則第155条第1項第8号の規定に基づいて、学士を有する者（取得見込みの者を含む）を受け入れる。ただし、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願資格を与える。

##### 2 アドミッション・ポリシー

地域福祉学専攻（博士前期課程）では、以下の受入れ方針に従って、学生を受け入れる。

- 1) 地域福祉、コミュニティデザイン、地域共生社会に高い関心を持っている人【**関心**】
- 2) 中山間地域での持続可能な社会を福祉の視点で構築したいという目的意識を持っている人【**目的意識**】
- 3) 共生社会の視点から福祉専門職のリーダーとして実践的に活動したいという意欲を持っている人【**意欲**】
- 4) 研究に必要な福祉に関する基本的な知識を持っている人【**基礎知識**】

#### ■入学者選抜方法における重点評価項目（求める人物像と入学者選抜方法との対応表）

選抜方法	重点評価項目			
	関心	目的意識	意欲	基本知識
専門科目				○
小論文				○
面接	○	○	○	

## 健康科学研究科 学生募集要項

### 1 募集人員・出願資格

#### 1) 看護学専攻（博士前期課程）募集人員

募集人員	備 考
4名	左記の募集人員は、一般入試2名及び特別入試（社会人）2名の合計人数です。

※合格評価基準に達しない場合は、合格者数が募集人員を下回ることがあります。

#### 2) 看護学専攻（博士前期課程）出願資格

##### (1) 一般入試

看護師免許を有し、かつ次のいずれかに該当する者とします。

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者及び2024年3月31日までに卒業見込みの者
- ②学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び2024年3月31日までに授与される見込みの者
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を、我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者
- ⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者
- ⑥専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者
- ⑦文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- ⑧学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると学長が認めた者
- ⑨個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で22歳に達した者及び2024年3月31日までに22歳に達する者
- ⑩2024年3月31日において大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと学長が認めた者

※出願資格⑧、⑨、⑩により出願を希望する者は、出願に先立ち出願資格の審査を行います。

（14～16頁参照）



(2) 特別入試（社会人）

看護師免許を有し、かつ次のいずれかに該当する者で、出願時に医療・保健・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業等において専門的実務に従事しており、入学後も引き続き勤務を続ける者とします。

- ①学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- ②学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- ④文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- ⑤2024年3月31日において大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと学長が認めた者
- ⑥個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、2024年3月31日までに22歳に達する者

※出願資格⑤又は⑥により出願を希望する者は、出願に先立ち出願資格の審査を行います。

（14～16頁参照）

※入学前に退職する予定がある場合は、一般入試で出願してください。

3) 看護学専攻（博士後期課程）募集人員

2名

※合格評価基準に達しない場合は、合格者数が募集人員を下回ることがあります。

4) 看護学専攻（博士後期課程）出願資格

出願資格は（1）ならびに（2）の①から⑧のいずれかに該当する者とします。

（1）看護師の免許を有する者

（2）以下の各号のいずれかに該当する者

①修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門学位をいう。以下同じ。）を有する者及び2024年3月までに修士の学位又は専門職学位を授与される見込みの者

②大学改革支援・学位授与機構により修士の学位を授与された者および2024年3月までに修士の学位を授与される見込みの者

③外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2024年3月までに修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与される見込みの者

④外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2024年3月までに修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与される見込みの者

⑤日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2024年3月までに修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与される見込みの者

⑥国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び2024年3月までに授与される見込みの者

⑦外国の学校、⑥の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者及び2024年3月までに認められる見込みの者

⑧本学大学院において行う個別の出願資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2024年3月31日において24歳に達する者

※出願資格⑧により出願を希望する者は、出願に先立ち出願資格の審査を行います。

（14～16頁参照）

※なお、志願者は出願前に指導を希望する教員に連絡し、研究計画および履修に関する面談を行うものとする。

5) 地域福祉学専攻（修士課程）募集人員

募集人員	備考
4名	左記の募集人員は、一般入試・社会人入試の合計人数です

※合格評価基準に達しない場合は、合格者数が募集人員を下回ることがあります。

6) 地域福祉学専攻（修士課程）出願資格

(1) 一般入試

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者及び2024年3月31日までに卒業見込みの者
- ②学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び2024年3月31日までに授与される見込みの者
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を、我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者
- ⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者
- ⑥専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者
- ⑦文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- ⑧学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると学長が認めた者
- ⑨個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で22歳に達した者及び2024年3月31日までに22歳に達する者
- ⑩2024年3月31日において大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと学長が認めた者

※出願資格⑧、⑨、⑩により出願を希望する者は、出願に先立ち出願資格の審査を行います。

（14～16頁参照）

(2) 社会人入試

入学時点で医療・保健・福祉等の関連機関・施設、研究・教育機関、官公庁、企業などに3年以上の勤務経験を有する者とします。

- ①学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- ②学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- ④文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- ⑤2024年3月31日において外国において学校教育における15年の課程を修了した者  
で、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと学長が認めた者
- ⑥個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、  
2024年3月31日までに22歳に達する者

※出願資格⑤又は⑥により出願を希望する者は、出願に先立ち出願資格の審査を行います。

(14～16頁参照)

## 2 出願手続

### 1) 出願方法

次頁の出願に必要な書類等を一括して封筒に入れ、封筒の表に「健康科学研究科入学試験出願書類 在中」と朱書きして、書留速達扱いの郵送又は直接持参により提出してください。なお、出願時に海外に在住する者は、本学から受験票及び合格通知書等を送付するための「日本国内の連絡先」を設定してください。（日本国内の連絡先がない場合はこの限りではありません。）

### 2) 出願期間

#### 【Ⅰ期】

①看護学専攻（博士前期課程）・地域福祉学専攻（修士課程）

2023年9月4日（月）～2023年9月11日（月）[必着]

②看護学専攻（博士後期課程）

2023年10月23日（月）～2023年10月30日（月）[必着]

#### 【Ⅱ期】

看護学専攻（博士前期課程）・看護学専攻（博士後期課程）・地域福祉学専攻（修士課程）

2024年1月30日（火）～2024年2月6日（火）[必着]

（注）直接持参の受付は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとします。

（祝休日を除く）

### 3) 出願先

〒718-8585 岡山県新見市西方1263番地2

新見公立大学 学生課 入試係

### 4) 出願に必要な書類等

書類等の名称	提出に際しての注意事項
①入学志願票	本学所定の用紙（様式1）を使用し、必要事項をもれなく記入してください。看護学専攻は「志望領域」について、26頁の「各領域の概要」を参照の上、志望する領域名を記入してください。 「学歴」について、外国の学校教育における16年又は15年の課程を修了した者及び修了見込みの者は、小学校入学から記入してください。書ききれない場合は別紙（書式自由）に記入して提出してください。 出願時に海外に在住する者は、海外の住所を現住所（通信先）に記入し、連絡のつく「日本国内の連絡先」を緊急連絡先に記入してください。
②卒業（見込） 証明書 修了（見込） 証明書	出身大学等の学長又は学部長が作成し、厳封したものとします。なお、本学を卒業した者及び卒業（見込）の者は提出の必要はありません。 出身大学院等の学長または研究科長等が発行し、厳封したものとします。なお、本学を修了（見込）の者は提出の必要はありません。
③成績証明書	出身大学等の学長又は学部長が作成し、厳封したものとします。 出身大学院等の学長または研究科長等が発行し、厳封したものとします。

④研究志望調書	<p>本学所定の用紙（様式2）を使用し、入学後に実施したい研究のテーマ、目的、背景、内容について1枚程度で記入してください。</p>
⑤学位論文等 (博士後期課程のみ)	<p>修士論文の別刷り(コピー可)、または修士論文要旨および本文(コピー可)、または修士論文の学位相当の論文1編(コピー可)をファイル等に綴じて同封してください。</p>
⑥受験写真票	<p>本学所定の用紙（様式3）を使用し、必要事項をみれなく記入してください。縦4cm×横3cmの写真（正面上半身無帽、背景なし、出願前3ヵ月以内に単身で撮影したもの）の裏面に氏名、生年月日を記入し、写真貼付欄にはがれないよう全面をのり付けしてください。</p>
⑦受験票	<p>本学所定の用紙（様式4）に必要事項をみれなく記入し、受験写真票と同一の写真と同様に貼付してください。</p>
⑧検定料	<p>30,000円（振込手数料が必要です）。</p> <p>同封の振込用紙に住所・氏名・電話番号を記入して、通信欄の該当箇所を○で囲んでゆうちょ銀行又は郵便局で払込み、振替払込受付証明書を入学金願票（様式1）裏面の郵便振込受付証明書貼付欄に貼り付けてください（ATMで払込みした場合は、振替払込受付証明書に日附印をもらってください）。出願時に海外に在住する者でこれにより難しい場合は、新見公立大学 学生課入試係へ連絡してください。</p>
⑨受験票 送付用封筒	<p>長形3号（120mm×235mm）封筒に、「受験票在中」と朱書きし、郵便番号、住所、氏名を明記し、514円分の切手（特定記録郵便及び速達の料金を含む）を貼ってください。</p> <p>出願時に海外に在住する者は、受取人住所は設定された「日本国内の連絡先」を記入してください。</p>
⑩出願承諾書 (看護学専攻・ 特別入試のみ)	<p>本学所定の用紙（様式5）を使用し、必要事項をみれなく記入し、勤務先の承諾を得てください。</p> <p>入学前に退職する予定がある場合は、一般入試で出願してください。</p>
⑪看護師免許証の 写し (看護学専攻のみ)	<p>看護師免許証の写しを添付してください。</p>

⑫その他	<p>ア 外国人の志願者は、上記出願書類等のほか、市区町村長が発行の在留資格及び在留期間を明示した「住民票の写し」を提出してください。市区町村に住民登録をしていない者は、パスポートの本人の氏名、生年月日及び性別の部分の写しを提出してください。</p> <p>イ 看護学専攻（博士後期課程）の一般入試の出願資格（2）により出願する者は、次の区分により必要書類を提出してください。</p> <p>(a) 学士の学位を授与された者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学改革支援・学位授与機構が発行した学士の学位授与証明書</li> </ul> <p>(b) 大学改革支援・学位授与機構に学士の学位の授与を申請中の者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学改革支援・学位授与機構が発行した学士の学位授与申請受理証明書</li> </ul> <p>(c) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項の規定により、大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものとして認定を受けた専攻科に在籍する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専攻科の修了見込証明書</li> <li>・ 当該者が学生の学位授与を申請する予定である旨を証明する当該者の在籍する短期大学長又は高等専門学校長の証明書</li> </ul>
------	---

- (注) 1 出願に必要な書類等のうち、①④⑥⑦⑧⑩の各書類は本冊子に綴じ込んであります。
- 2 本学所定の用紙中、\*印欄には何も記入しないでください。
- 3 出願に必要な書類のうち、外国語で書かれた証明書等には、その日本語訳を添付してください。

5) 障がい等のある入学志願者との事前相談

障がい等のある入学志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、新見公立大学学生課入試係へ連絡し、相談してください。

【Ⅰ期】看護学専攻（博士前期課程）・地域福祉学専攻（修士課程）

2023年7月11日（火）まで

看護学専攻（博士後期課程）2023年8月30日（水）まで

【Ⅱ期】看護学専攻（博士前期課程）・看護学専攻（博士後期課程）

地域福祉学専攻（修士課程）

2023年11月15日（水）まで

詳細については、23頁『8 障がい等のある方への受験上の配慮事項』をご覧ください。

6) 被災した入学志願者の入学検定料免除について

本学では、被災した入学志願者の進学機会の確保を図るため、2024年度入学者選抜において次のとおり入学検定料免除の特例措置を講じます。ただし、年限を20年間とします。

(1) 免除対象者

- ①災害救助法（昭和22年法律第118号。以下同じ。）が適用されている地域で被災した者であって、従来同一世帯にあり、主として生計を維持し、学資を負担している者（以下「学資負担者」という。）が現に居住していた家屋が全壊、大規模半壊、半壊、又は流出の被害を受けた場合

②災害救助法が適用されている地域で被災した者であって、学資負担者が死亡又は行方不明の場合

③前①、②に準ずる者であって、理事長が相当と認める場合

(2) 必要書類

①入学検定料免除申請書（本学ホームページ掲載の様式）

【URL】 <https://www.niimi-u.ac.jp/index.cfm/11,1582,53,html>

②被災状況証明書（市区町村が発行する罹災証明書、学資負担者が死亡又は行方不明の事実を明らかにすることができる書類等）

③その他理事長が必要と認める書類

(3) 申請方法

前頁（1）に該当し、入学検定料の免除を希望する者は、出願書類提出期限までに上記の必要書類を出願書類とともに提出してください。なお、この申請を行う場合は入学検定料を支払わないでください。

7) 入学検定料の返還について

一旦受理した入学検定料は返還しません。ただし、次の場合に限り、入学検定料の返還請求をすることができます。

(1) 返還の対象

①入学検定料を支払ったが、出願しなかった場合

②入学検定料を支払ったが、出願が受理されなかった場合

③入学検定料を誤って二重に支払った場合

注 返還に要する振込手数料は出願者負担となります。

(2) 必要書類

①入学検定料返還請求書（本学ホームページ掲載の様式）

【URL】 <https://www.niimi-u.ac.jp/index.cfm/11,1818,53,html>

②入学検定料の振替払込請求書兼受領証のコピー

(3) 請求方法

上記（1）に該当し、入学検定料の返還請求を希望する者は、**2024年3月15日（金）まで**に必要書類を提出してください。

8) 出願手続上の注意事項

(1) 出願に必要な書類等がそろっていない場合には受理できませんので十分確認してください。

(2) 入学を許可した後であっても、出願書類の記載と相違する事実が発見された場合には入学を取り消すことがあります。

(3) 出願受理後には出願事項の変更は認めません。ただし、氏名、住所、電話番号に変更があった場合には、新見公立大学 学生課入試係へ連絡してください。

(4) 受験票について、【Ⅰ期】博士前期課程・修士課程は2023年9月19日（火）までに、博士後期課程は2023年11月7日（火）までに、【Ⅱ期】は2024年2月13日（火）までに届かない場合は、新見公立大学 学生課入試係へ連絡してください。

(5) 受理した出願書類は返還しません。

(6) 出願時に海外に在住する者で「日本国内の連絡先」を設定した者の受験票及び合格通知等は、当該連絡先に送付します。



## 9) 出願資格の審査

### (1) 看護学専攻（博士前期課程）

一般入試の出願資格⑧、⑨、⑩又は特別入試（社会人）の出願資格⑤若しくは⑥により出願を希望する者は、出願に先立ち出願資格の審査を行います。

15頁の10)の必要書類を【I期】は2023年8月21日（月）[必着]までに、【II期】は2024年1月15日（月）[必着]までに新見公立大学 学生課入試係へ提出してください。資格審査の結果は、申請者あてに通知します。通知が【I期】は2023年8月31日（木）までに、【II期】は2024年1月24日（水）までに届かない場合は、新見公立大学 学生課入試係へ連絡してください。

なお、書類を提出する際は、事前に指導を希望する教員との面談が必要です。

27～28頁を参考にし、希望する教員にメールで面談予約を取ってください。指導教員に迷う場合は、看護学専攻長に相談してください。

### (2) 看護学専攻（博士後期課程）

出願資格⑧により出願を希望する者は、出願に先立ち出願資格の審査を行います。

15頁の10)の必要書類を【I期】は2023年10月10日（火）[必着]までに、【II期】は2024年1月15日（月）[必着]までに新見公立大学 学生課入試係へ提出してください。資格審査の結果は、申請者あてに通知します。通知が【I期】は2023年10月20日（金）までに、【II期】は2024年1月24日（水）までに届かない場合は、新見公立大学 学生課入試係へ連絡してください。

なお、書類を提出する際は、事前に指導を希望する教員との面談が必要です。

32頁を参考にし、希望する教員にメールで面談予約を取ってください。指導教員に迷う場合は、研究科長に相談してください。

### (3) 地域福祉学専攻（修士課程）

一般入試の出願資格⑧、⑨若しくは⑩又は社会人入試の出願資格⑤若しくは⑥により出願を希望する者は、出願に先立ち出願資格の審査を行います。

15頁の10)の必要書類を【I期】は2023年8月21日（月）[必着]までに、【II期】は2024年1月15日（月）[必着]までに新見公立大学 学生課入試係へ提出してください。資格審査の結果は、申請者あてに通知します。通知が【I期】は2023年8月31日（木）までに、【II期】は2024年1月24日（水）までに届かない場合は、新見公立大学 学生課入試係へ連絡してください。

なお、書類を提出する際は、事前に指導を希望する教員との面談が必要です。

36頁を参考にし、希望する教員にメールで面談予約を取ってください。指導教員に迷う場合は、地域福祉学専攻長に相談してください。

10) 出願資格の審査に必要な書類等

(1) 看護学専攻（博士前期課程）・地域福祉学専攻（修士課程）

必 要 書 類	作 成 方 法
①出願資格認定申請書	本学所定の用紙（様式A）を使用し、必要事項をもれなく記入してください。
②研究業績等調書	ア 看護学専攻（博士前期課程） 一般入試の出願資格⑨、特別入試（社会人）の出願資格⑥に該当する者。本学所定の用紙（様式B）を使用し、看護学分野に関する研究業績等について作成してください。 イ 地域福祉学専攻（修士課程） 一般入試の出願資格⑨、社会人の出願資格⑥に該当する者。本学所定の用紙（様式B）を使用し、福祉学分野に関する研究業績等について作成してください。
③卒業証明書	一般入試の出願資格⑨、社会人の出願資格⑥に該当する者 最終出身校が作成し、厳封したもの
④成績証明書	ア 一般入試の出願資格⑧に該当する者 在籍する大学院の研究科長等が作成し、厳封したもの イ 一般入試の出願資格⑨、社会人の出願資格⑥に該当する者 最終出身校が作成し、厳封したもの ウ 一般入試の出願資格⑩又は社会人の出願資格⑤に該当する者 在籍する若しくは在籍した大学の学長又は学部長が作成し、厳封したもの（修得科目名、単位数及び標語が記載され、成績順位を付けている大学・学部にあつては、その順位も記載されたもの）
⑤在学証明書	一般入試の出願資格⑧に該当する者
⑥履修便覧、学生便覧 教育課程表等	一般入試の出願資格⑩又は社会人の出願資格⑤に該当する者 在学学科等の卒業に必要な単位数、授業科目の内容、開講科目の講義内容等が詳細に記載されたもの
⑦資格免許証等	一般入試の出願資格⑨又は社会人の出願資格⑥に該当する者 看護学分野に関連する各種免許証等、参考となると思われる書類等の写し 福祉学分野に関連する各種免許証等、参考となると思われる書類等の写し

(注) 出願資格が認定された場合の出願書類について、10頁の『4) 出願に必要な書類等』の

②卒業(見込) 証明書・修了(見込) 証明書及び③成績証明書は省略することができます。

(2) 看護学専攻（博士後期課程）

書類等の名称	提出に際しての注意事項
①出願資格認定申請書	本学所定の用紙（様式A）を使用し、必要事項をもなく記入してください。
②研究業績等調書	本学所定の用紙（様式B）を使用し、看護学分野に関する研究業績等を記入してください。
③修了（卒業）証明書又は 修了（卒業）見込み証明書	出身大学院等の学長または研究科長等が発行し、厳封したものとします。
④成績証明書	出身大学院等の学長または研究科長等が発行し、厳封したもの（修得科目名、単位数及び標語が記載されたもの）とします。
⑤看護師免許証の写し	看護師免許証の写しを添付してください。

(注) 出願資格が認定された場合の出願書類について、10頁の『4) 出願に必要な書類等』の

②卒業(見込)証明書・修了(見込)証明書及び③成績証明書は省略することができます。

### 3 試験期日等

#### 看護学専攻（博士前期課程）

##### 1) 試験期日

【Ⅰ期】 2023年9月23日（土）

【Ⅱ期】 2024年2月17日（土）

##### 2) 選抜方法

入学者の選抜は、専門科目（看護学）、英語及び面接（口述試験）の結果を総合して行います。  
なお、「英語」については英和辞書の持ち込みを認めます。ただし、電子辞書、専門用語の英和辞書、英和・和英辞書が一冊になったものは、持ち込めません。

成績証明書及び研究志望調書、は面接（口述試験）の参考とします。

##### 3) 時間割

一般入試及び特別入試（社会人）

科目名等	時 間 割
専門科目（看護学）	10時00分～11時00分
英 語	11時20分～12時20分
面接（口述試験）	12時30分～

##### 4) 配点

一般入試及び特別入試（社会人）

（単位：点）

科目名等	配 点	配点合計
専門科目（看護学）	100	300
英 語	100	
面接（口述試験）	100	

##### 5) 試験会場

〒718-8585 岡山県新見市西方1263番地2

新見公立大学

## 看護学専攻（博士後期課程）

### 1) 試験期日

【Ⅰ期】 2023年11月11日（土）

【Ⅱ期】 2024年2月17日（土）

### 2) 選抜方法

入学者の選抜は、「専門科目(看護学)」及び「英語」の筆記試験と「面接(口述試験)」及び提出書類(修士論文および研究計画)を総合的に評価して行います。「専門科目(看護学)」および「英語」では、看護学の専門分野に関する設問と看護学の英文読解の設問により、アドミッション・ポリシーにある看護学に関連する基礎的研究力を評価します。なお、「英語」については英和辞書の持ち込みを認めます。ただし、電子辞書、専門用語の英和辞書、英和・和英辞書が一冊になったものは、持ち込めません。

### 3) 時間割

科目名等	時 間 割
専門科目(看護学)	10時00分～11時00分
英 語	11時20分～12時20分
面接(口述試験)	12時30分～

### 4) 配点

(単位：点)

科目名等	配 点	配点合計
専門科目(看護学)	100	300
英 語	100	
面接(口述試験)	100	

### 5) 試験会場

〒718-8585 岡山県新見市西方1263番地2  
新見公立大学

## 地域福祉学専攻（修士課程）

### 1) 試験期日

【Ⅰ期】 2023年9月23日（土）

【Ⅱ期】 2024年2月17日（土）

### 2) 選抜方法

入学者の選抜は、専門科目または小論文、面接の結果を総合して行います。成績証明書及び研究志望調書は面接の参考とします。

合計得点で60%以上ある者を合格候補者とします。合計得点と同点の場合は同じ席次とします。同点者の間で順位を付す必要がある場合は、面接の得点を優先します。

### 3) 時間割

#### 一般入試

科目名等	時間
専門科目	10時00分～11時00分
面接	11時20分～

#### 社会人入試

科目名等	時間
小論文	10時00分～11時00分
面接	11時20分～

### 4) 配点

#### 一般入試及び社会人入試

(単位：点)

科目名等	配点	配点合計
専門科目または小論文	50	100
面接	50	

### 5) 試験会場

〒718-8585 岡山県新見市西方1263番地2

新見公立大学

#### 6) 受験上の注意事項

- (1) 受験者は、午前9時45分までに指定された試験室に集合し、着席してください。  
なお、試験室は試験当日、試験会場に提示します。
- (2) 筆記試験及び面接の開始後は、20分以内の遅刻に限り受験を認めます。
- (3) 筆記試験及び面接のいずれか一つでも受験しない者は、入学者選抜の対象から除きます。
- (4) 試験当日は本学が発行した受験票を必ず持参し、常に携帯してください。受験票を紛失又は忘れた場合には、速やかに係員に申し出てください。

#### 4 合格者発表

##### 1) 発表日時

###### 【Ⅰ期】

看護学専攻（博士前期課程）・地域福祉学専攻（修士課程）

2023年9月29日（金） 午前10時の予定

看護学専攻（博士後期課程）

2023年11月17日（金） 午前10時の予定

###### 【Ⅱ期】

看護学専攻（博士前期課程）・看護学専攻（博士後期課程）・地域福祉学専攻（修士課程）

2024年2月22日（木） 午前10時の予定

##### 2) 発表方法

新見公立大学学内に合格者の受験番号を掲示するとともに、新見公立大学ホームページ <https://www.niimi-u.ac.jp/>に合格者の受験番号を掲載します。また、合格者には合格通知書を郵送します。なお、電話やメール等による可否のお問い合わせには一切応じません。

## 5 入学手続

### 1) 入学手続方法

- 4) の入学手続に必要な書類等を一括して封筒に入れ、封筒の表に「健康科学研究科入学手続書類 在中」と朱書きして、書留速達扱いの郵送又は直接持参により提出してください。

### 2) 入学手続期間

#### 【Ⅰ期】

看護学専攻（博士前期課程）・地域福祉学専攻（修士課程）

2023年10月2日（月）～2023年10月10日（火）[必着]

看護学専攻（博士後期課程）

2023年11月20日（月）～2023年11月27日（月）[必着]

#### 【Ⅱ期】

看護学専攻（博士前期課程）・看護学専攻（博士後期課程）・地域福祉学専攻（修士課程）

2024年2月26日（月）～2024年3月4日（月）[必着]

（注）直接持参の受付は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとします  
（祝休日を除く）。

### 3) 入学手続先

〒718-8585 岡山県新見市西方1263番地2  
新見公立大学 学生課入試係

### 4) 入学手続に必要な書類等

入学手続に必要な書類等	作成方法
①誓約書	本学所定の用紙を使用し、必要事項を記入の上、必ず押印してください。
②住民票記載事項証明書	新見市内の者（6（注）参照）のみ提出してください。本学所定の用紙（新見市役所の様式ではありません）を使用し、新見市役所市民課窓口へ提出して証明を受けてください。別途証明手数料が必要です。
③入学料の振込確認書類	入学料の振込確認のための振込金受取証（銀行）又は振替払込受領証（ゆうちょ銀行）の写し
④写真2枚 （学生証作成用）	提出前3か月以内に撮影した縦3cm×横2.5cmの写真（正面上半身無帽、背景なし、カラー）の裏面に氏名・受験番号を記入してください。
⑤卒業（修了）証明書又は 学士の学位授与証明書	次の出願資格のいずれかに該当する者で、卒業等の見込みで受験したもの（本学出身者は不要） 一般入試の出願資格①～⑥



(注) 1 「本学所定の用紙」については、合格通知書発送の際、同封します。

2 ⑤に示す卒業（修了）証明書又は学士の学位授与証明書は、入学資格（一般入試）の出願資格に示す項目①～⑥の判定資料です。

該当者は卒業（修了）式後、2024年3月25日（月）までに必ず提出してください。

#### 5) 入学手続上の注意事項

(1) 入学手続は、所定の期日までに完了してください。期間内に手続を完了しなかった者は、入学を辞退したものと取り扱います。

(2) 入学手続に要する書類及び入学料がそろっていないもの並びに入学手続期間を過ぎて到着したものについては受付できません。

(3) 受付をした入学手続書類及び入学料は返還いたしません。

(4) 2024年4月1日（月）現在で入学資格を欠く場合は入学を許可しません。

## 6 初年度納付金

### 1) 入学料

入学手続の際には、次の金額の入学料を納付する必要があります。納付方法については、合格通知書発送の際にお知らせします。

(1) 新見市内の者 188,000円

(2) 上記以外の者 282,000円

(注)「新見市内の者」とは、本人が入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上新見市内に住所を有する場合をいい、その認定は、住民基本台帳等により行います。  
ただし、本学卒業生（卒業見込みを含む）は「新見市内の者」扱いとします。

### 2) 授業料

(1) 金 額 (年額) 535,800円

(2) 納付方法 前期、後期の2回に分けて納付していただきます。

(3) 納付時期 前期5月末日、後期11月末日

### 3) 後援会費

(1) 金 額 30,000円（入会金10,000円、会費20,000円）

(注) 本学を卒業した者（見込みを含む）は、入会金を納付する必要はありません。

(2) 納付方法 前期（入会金含む）、後期の2回に分けて納付していただきます。

(3) 納付時期 前期5月末日、後期11月末日

(注) 1 授業料及び後援会費は、原則として口座振替により納付していただくこととなりますので、入学時に必要な手続きをお願いします。

2 上記金額は改定されることがあり、改定時から新しい金額が適用されます。

3 入学後、教材費、実習費、災害傷害保険料等の費用が別途必要となります。

## 7 社会人の履修について

1) 社会人において、大学院の学修を容易とするために、昼間だけでなく夜間等（土曜日、夏期・冬期休業）においても研究指導を受けることができる場合があります（大学設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に定める教育方法の特例（昼夜開講制）を適用した場合）。

夜間等での研究指導を受けることを希望する場合は、指導を希望する教員とあらかじめ相談してください。

2) 大学院設置基準第15条に基づき、職業を有している等の事情による修学の困難さに対して、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程の履修を認める「長期履修制度」を設けています。

長期履修を希望する場合には、指導を希望する教員とあらかじめ相談してください。

3) 本学に入学以降、仕事を継続しながら学修をする場合、職場等の理解を十分得ておいてください。

## 8 障がい等のある方への受験上の配慮事項

障がい等のある入学志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、次により相談してください。

相談期限	<b>【Ⅰ期】看護学専攻（博士前期課程）</b> 地域福祉学専攻（修士課程） 2023年7月11日（火）まで <b>看護学専攻（博士後期課程）</b> 2023年8月30日（水）まで <b>【Ⅱ期】2023年11月15日（水）まで</b>
相談方法	新見公立大学 学生課入試係に電話で連絡してください。 電話番号：（0867）72-0634

### 1) 申請から受験までの主な流れ

(1) 障がい等のある入学志願者は、上記相談期限までに本学入試係に電話で相談してください。希望する配慮によっては審査に時間がかかる場合もあるため、できるだけ早めに、相談してください。

(2) 電話相談後1週間以内に、本学より「出願に伴う事前相談書」を郵送します。

(3) 「出願に伴う事前相談書」に必要事項を記入し、指定提出書類（医師の診断書、身体障がい者手帳の写し、その他参考資料などで必要な書類）とともに指定期日までに本学に郵送してください。

(4) 本学に到着した「出願に伴う事前相談書」等をもとに本学で審査のうえ、受験上の配慮を決定します。その可否と内容は、入学試験上の公平性、公正性、厳正性が担保されることを条件として、障がいの種類・程度、アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー、本学の物理的事実等により総合的に判断します。

なお、審査過程において情報確認のため、本人または代理人と協議を行うことがあります。

(5) 審査後、本学から「受験上の配慮事項審査結果通知書」を郵送します。

(6) 出願をする場合には、この手続のほかに、必ず出願期間内に入学志願票等の出願書類を提出してください。

## 2) 配慮の対象となる者とその配慮事項例

配慮の対象となる者は、病気・負傷や障がい等のために、解答方法、試験室、座席及び所持品等について配慮を希望する者です。配慮の申請がなければ、試験場で受験上の配慮を受けることはできません。日常生活において使用している補聴器、松葉杖、車椅子等を持参しようとする場合も、受験上の配慮の申請が必要となりますので、申請し忘れることのないよう十分に注意してください。

次項に配慮事項例を示します。必要とする配慮が配慮事項例に掲載されていない場合は本学で審査のうえ判断します。

対象となる障がい等	配慮事項 (例)
①視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拡大文字問題冊子の配布</li> <li>・ 拡大鏡等の持参使用</li> <li>・ 窓側の明るい座席を指定</li> <li>・ 照明器具の持参使用又は試験場側での準備</li> </ul>
②聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注意事項等の文書による伝達</li> <li>・ 座席を前列に指定</li> <li>・ 補聴器又は人工内耳の装用</li> </ul>
③肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介助者の配置</li> <li>・ 試験室へのエレベーターの使用</li> <li>・ トイレに近い試験室で受験</li> <li>・ 車椅子、杖の持参使用</li> <li>・ 試験場への乗用車の入構</li> </ul>
④病弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験室へのエレベーターの使用</li> <li>・ 杖の持参使用</li> <li>・ 別室の設定</li> </ul>
⑤発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験時間の延長 (1.3倍)</li> <li>・ 拡大文字問題冊子の配布</li> <li>・ 注意事項等の文書による伝達</li> </ul>
⑥上記以外で配慮を必要とする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレに近い試験室で受験</li> <li>・ 座席を試験室の出入口に近いところに指定</li> <li>・ 別室の設定</li> </ul>

### 3) 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

出願時に申請する受験上の配慮のほか、出願後の不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）のための受験上の配慮があります。

ただし、この配慮は、出願後の不慮の事故等を対象とするものであり、出願時までには申請すべき内容であった場合には配慮しませんので、申請し忘れないよう、十分に注意してください。また、申請が試験直前や、申請内容への対応が直ちにできないような場合には、希望する配慮が行えないこともあります。

不慮の事故等のため受験上の配慮を希望する場合は、できるだけ早めに志願者本人又は代理人が新見公立大学学生課入試係に電話（TEL0867-72-0634）して相談してください。

### 4) 合格後相談

合格後、直ちに合格後相談を行い、入学後の就学支援活動の内容を話し合います。この合格後相談において4月からの修学等の特別措置や特別な配慮を具体的に明らかにし、関係者が必要な準備に取りかけられるようにします。

## 9 その他

1) 奨学金及び授業料の減免等については、入学後相談に応じます。

2) 個人情報の取扱について

本学が入学者選抜に伴い取得した個人情報は、新見市個人情報保護条例及び公立大学法人新見公立大学個人情報保護規程に基づき、適正に管理します。これらの個人情報は、入学後における教務関係業務（学籍管理、学修指導等）、学生支援関係業務（奨学金、授業料免除、就職支援等）及び授業料等徴収業務に使用するほか、入学者選抜及び大学教育の改善のための調査・分析資料としても利用します。なお、調査・分析資料を公表する際には、個人が特定できないように処理します。

## 健康科学研究科看護学専攻（博士前期課程）案内

### 【教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー】

教育目的・目標に添って、カリキュラムは大きく2つの領域で構成している。

1. 研究力を身に付けるため、看護研究に関する科目を配置する。
2. 看護に関する広い視野と行動力を身に付け看護学の発展に貢献するための科目を配置する。
3. 「地域生活支援看護学領域」では地域生活における看護の課題を探究する科目を配置する。  
中山間地域で生活する人々の看護の課題、在宅療養者の健康と生活課題への支援、保健・医療・福祉の連携などの討論を通して実践力・教育力を高める。
4. 「療養支援看護学領域」では、療養生活の場の移行に伴う連携を探究する科目を配置する。  
生活習慣病やがん患者の在宅医療、精神疾患患者の社会復帰、育成期に多い疾病による家庭療養や子育てに係わる課題を分析し、医療機関から在宅や地域などへの療養の場の移行やそれを支える専門職の役割と機能、職種間の連携などの討論を通して実践力・教育力を高める。

### 【学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー】

研究科の定める期間在学し、研究科の教育目標及び教育目的に沿って設定された授業科目を履修後、基準となる単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することで、修士（看護学）の学位が授与される。

1. 所定の単位数の修得、修士論文の作成等のほか、特別研究Ⅰ・Ⅱにおいて、研究に主体的に取り組み、研究者としての基礎的能力を身につけている。（研究力）
2. 看護学の課題への真摯な探究によって、専門職業人としての高い倫理観と看護学発展のための広い視野と行動力を身につけている。（看護力）
3. 地域社会の看護上の課題へ取り組むために必要な、連携能力や課題解決のための人材活用など、包括的な人間関係能力と実践力・教育力を身につけている。（看護実践力・教育力）

#### 1 各領域の概要

##### 1) 地域生活支援看護学領域

『地域生活支援看護学領域』では、あらゆる健康レベルにある地域で生活している人々を支援、生活の質を高めるための「看護実践力」の向上を図ります。特に高齢者の健康支援、介護予防、要介護高齢者の介護家族への支援が中心となり、地域看護・在宅看護の場における健康課題を分析・解決するための「研究力」について教育・研究を行います。

##### 2) 療養支援看護学領域

『療養支援看護学領域』では、地域の特性である慢性疾患を中心に臨床から地域につなぐ総合的な視野をもち、退院後の生活を見通した看護ケアや退院調整から在宅療養生活へのスムーズな移行など継続的な視点を持った「看護実践力」の向上を図ります。看護の対象を臨床から地域へと包括的に捉え、そこに存在する療養課題を、理論と実務を統合させて評価する「研究力」及び「教育力」について教育・研究を行います。

## 2 各領域教員の研究内容および担当授業科目

	担当教員 (メールアドレス)	研究内容	担当授業科目
地域生活支援看護学領域	<b>【研究科長】</b> 矢庭 さゆり 教授 (s-yaniwa)	1. 多職種協働を基盤とした地域包括ケアシステム構築に関する研究 2. ケアマネジメントに関する研究 3. 成人期から高齢者及び要援護者における健康の保持・増進、本人と家族の精神健康、QOL 向上に向けた支援のあり方に関する研究	看護研究特論 地域ケアマネジメント特論 看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	<b>【専攻長】</b> 木下 香織 教授 (k-kino-2)	1. 高齢者と高齢者を取り巻く家族における生活の質と生命の質の向上にむけた看護実践に関する研究 2. 看護場面におけるコミュニケーションに関する研究	看護研究特論 高齢者ケア特論 看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	金山 時恵 教授 (k-tokie)	1. 地域住民の健康に関する課題を明らかにし、その解決及びセルフケア能力向上にむけた支援、健康の保持・増進に関する研究 2. 子育て支援に関する研究	地域医療支援特論 地域支援看護学特論 看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	栗本 一美 教授 (kurimoto)	1. 在宅看護の対象者(療養者とその家族)のQOL向上にむけた支援に関する研究 2. 在宅看護の対象者(療養者とその家族)に関わるサービス提供者及びサービスに関する研究 3. 在宅移行および継続看護に関する研究	地域医療支援特論 在宅看護支援特論 看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	井上真一郎 教授 (shin0117soccer)	1. 地域医療における認知症、せん妄、うつ病に関する研究 2. サイコオンコロジー(精神腫瘍学)に関する研究	健康科学特論 精神保健特論 看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	郷木 義子 特任教授 (y-gohgi)	1. 子どもの健康問題と養護教諭専門職化の歴史的変遷に関する研究 2. 看護系大学における養護教諭養成に関する研究 3. 学校安全・危機管理に関する研究	学校保健特論 看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	矢嶋 裕樹 准教授 (yajima)	1. 慢性疾患を抱える患者やその家族の健康アウトカムに関する研究 2. 地域住民の健康情報の利活用に関する研究 3. 健康アウトカムの定量的評価手法に関する研究	看護研究特論 統計学特論 地域生活支援看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ

	担当教員 (メールアドレス)	研究内容	担当授業科目
療養支援看護学領域	四宮 美佐恵 教授 (shino)	1. 女性の健康に関する研究 2. 子育てに関する研究	育成看護支援特論 療養支援看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	土井 英子 教授 (h-doi)	1. 健康障害をもった対象やその家族への療養支援のあり方の研究 2. 看護アドボカシーや個人情報保護など看護実践を行う上で重要となる倫理的な態度や行動の研究	看護実践と倫理 療養支援看護学特論 看護技術特論 看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	磯本 暁子 教授 (isomoto)	1. がん患者とその家族の体験の理解と質の高い看護実践を導く研究	看護研究特論 成人看護支援特論 看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	塩見 和子 教授 (k-shiomi)	1. 看護史に関する研究 2. 看護基礎教育に関する研究	看護教育特論 成人看護支援特論 看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	山田 雅夫 特任教授 (yamada)	1. 感染症の予防と治療 2. 感染症をめぐる看護の課題	健康科学特論 健康科学英語特論 看護研究特論 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	上山 和子 特任教授 (k-ueyama)	1. 小児看護における外来看護や家庭療養支援に焦点をあてた質の高い看護実践に関する量的、質的研究 2. 小児の地域包括ケアに関する研究 3. 看護職の生涯発達に関する研究	看護教育特論 育成看護支援特論 看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ
	山本 智恵子 准教授 (t-yamamoto)	1. 看護師の感情労働や共感に関する研究 2. 看護実践での臨床判断に関する研究	療養支援看護学特論 看護技術特論 看護学課題演習 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ

※指導を希望する教員にメールで連絡をとる際は、上記〈 〉の後に@niimi-u.ac.jpを追加してください。

### 3 授業科目

科目区分	授業科目の名称	単位数		必修選 択の別	担当教員	
		講義	演習			
共 研 通 究 科 目 科	健康科学特論	2		必修	山田、公文、小田、井上(真)、岡本(邦)、浜田(非常勤)、溝尾(非常勤)	
	健康科学英語特論	2		選択	山田、山内	
共 通 科 目	看護研究特論	2		必修	矢庭、木下、礪本、山田、矢嶋	
	看護実践と倫理	2		選択	土井	
	看護教育特論	2		選択	塩見、上山	
	地域医療支援特論	2		必修	金山、栗本、佐藤(非常勤)	
	学校保健特論	2		選択	郷木	
	看護管理特論	2		選択	芳賀(非常勤)	
	精神保健特論	2		選択	井上(真)	
	統計学特論	2		選択	矢嶋	
専 門 科 目	看 地 護 域 学 生 領 活 域 支 援	地域支援看護学特論	2		選択	金山
		高齢者ケア特論	2		選択	木下
		地域ケア マネジメント特論	2		選択	矢庭
		在宅看護支援特論	2		選択	栗本
	看 療 護 養 学 支 領 援 域	療養支援看護学特論	2		選択	土井、山本(智)
		看護技術特論	2		選択	山本(智)、土井
		成人看護支援特論	2		選択	礪本、塩見
		育成看護支援特論	2		選択	四宮、上山
	演 習 ・ 研 究	看護学課題演習		2	選択	矢庭、木下、四宮、金山、土井、栗本、礪本、塩見、井上(真)、郷木、上山、山本(智)
		特別研究 I		4	必修	矢庭、木下、四宮、金山、土井、栗本、礪本、塩見、井上(真)、山田、郷木、上山、矢嶋、山本(智)
		特別研究 II		6	必修	矢庭、木下、四宮、金山、土井、栗本、礪本、塩見、井上(真)、山田、郷木、上山、矢嶋、山本(智)



#### 4 修了要件

修了要件は、共通科目から10単位以上（必修6単位含む）、専門科目の2領域のうち、各自の研究課題に関連した領域の科目から4単位選択し、2領域の選択外の科目から4単位以上、看護学課題演習2単位、特別研究Ⅰ4単位及び特別研究Ⅱ6単位の合計30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。選択科目12単位以上には、地域福祉学専攻修士課程で開講する選択科目4単位を含むことができる。

##### 【養護教諭専修免許の取得】

養護教諭第一種免許状を基礎として、本専攻が指定する科目の取得（専修免許課程 必修2単位含む、健康科学特論、地域医療支援特論、特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱをのぞく計24単位）により、養護教諭専修免許を取得できる。

あわせて、本学博士前期課程を修了するためには、博士前期課程必修（看護研究特論をのぞく）16単位を含めて38単位以上の修得が必要である。選択科目12単位以上には、地域福祉学専攻修士課程で開講する選択科目4単位を含むことができる。

#### 5 学位

本課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与する。

## 健康科学研究科看護学専攻（博士後期課程）案内

### 【学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー】

健康科学研究科の定める期間在学し、研究科の教育目標及び看護学専攻の教育目的に沿って設定された授業科目を履修し、基準となる単位数以上を修得し、かつ研究指導に基づいて執筆・提出した博士論文の審査及び最終試験に合格すること。そのうえに、以下の要件を満たした者として、博士(看護学)の学位を授与する。

1. 研究者としての高い倫理観と使命感を持ち、課題解決に向け主体的に取り組む姿勢を有している  
【研究者としての態度】
2. 全世代のこころと身体を健康を支援する地域包括ケアを構想し、課題を追究、解決する能力を有している【構想力・課題解決力】
3. 地域医療・看護の質の向上と発展に寄与する研究を自ら構想・遂行する能力を有している  
【研究力】

### 【教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー】

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力にあわせた達成目標・評価方法を各科目のシラバスに記載し、課題のプレゼンテーションやレポートなどの成果物を用いて、授業目標に対する到達度を評価する。

1. 保健・医療・福祉システムにおける看護政策の動向を踏まえ、研究に必要な倫理について理解し、看護の現状と課題・あり方について探究する力を養う科目を配置する。
2. 全世代型地域包括ケア看護学を構想し、その深化・推進に貢献する質の高い看護専門職を育成する科目を配置する。
3. 中山間地域で生活する人々の看護の課題、こころと身体を健康と生活課題への支援、保健・医療・福祉の連携を含めた地域の現状や将来予測を踏まえ、看護の課題を探究し、分析する力を養う科目を配置する。
4. 医療機関から在宅や地域などへの療養の場の移行やそれを支える専門職の役割と機能、職種間の連携などを探究する科目を配置する。
5. 研究力を深化させ、看護に関する広い視野を身につけ看護学の発展に貢献する力を養う科目を配置する。

1 各領域の研究指導教員の研究内容および担当授業科目

	担当教員 (メールアドレス)	研究内容	担当授業科目
地域生活支援看護学領域	<b>【研究科長】</b> 矢庭 さゆり 教授 (s-yaniwa)	1.多職種協働を基盤とした全世代型地域包括ケアに関する研究 2.地域の全世代の健康の保持・増進、精神健康、QOL 向上にむけた支援システムに関する研究	看護学研究方法特講 地域包括ケア看護学特講 地域生活支援システム看護学特講 看護学特別研究Ⅰ 看護学特別研究Ⅱ 看護学特別研究Ⅲ
	<b>【専攻長】</b> 木下 香織 教授 (k-kino-2)	1.高齢者と高齢者を取り巻く家族における生活の質と生命の質の向上にむけた支援システムに関する研究 2.看護場面におけるコミュニケーションに関する研究	地域包括ケア看護学特講 地域生活支援システム看護学特講 看護学特別研究Ⅰ 看護学特別研究Ⅱ 看護学特別研究Ⅲ
	四宮 美佐恵 教授 (shino)	1.女性の健康に関する研究 2.育てに関する研究	地域包括ケア看護学特講 地域生活支援システム看護学特講 看護学特別研究Ⅰ 看護学特別研究Ⅱ 看護学特別研究Ⅲ
	井上真一郎 教授 (shin0117soccer)	1.地域医療における認知症、せん妄、うつ病に関する研究 2.サイコオンコロジー（精神腫瘍学）に関する研究	地域包括ケア看護学特講 精神保健ケア特講 地域生活支援システム看護学特講 看護学特別研究Ⅰ 看護学特別研究Ⅱ 看護学特別研究Ⅲ
	矢嶋 裕樹 准教授 (yajima)	1.高齢者の援助ニーズや援助要請に関する研究 2.健康生活習慣の心理・社会・環境的要因に関する研究 3.健康意識及び健康行動の定量的評価手法の開発に関する研究	看護学研究方法特講 応用看護統計学 地域生活支援システム看護学特講 看護学特別研究Ⅰ 看護学特別研究Ⅱ 看護学特別研究Ⅲ
療養支援看護学領域	小田 慈 教授 (megoda)	1.小児がんに関する研究 2.小児医療に関する研究	看護学特別研究Ⅰ 看護学特別研究Ⅱ 看護学特別研究Ⅲ
	塩見 和子 教授 (k-shiomi)	1.看護史に関する研究 2.看護基礎教育に関する研究	地域包括ケア看護学特講 継続療養支援開発看護学特講 看護学特別研究Ⅰ 看護学特別研究Ⅱ 看護学特別研究Ⅲ
	山田 雅夫 特任教授 (yamada)	1.感染症の予防と治療 2.感染症をめぐる看護の課題	看護学研究方法特講 看護学特別研究Ⅰ 看護学特別研究Ⅱ 看護学特別研究Ⅲ

※指導を希望する教員にメールで連絡をとる際は、上記〈 〉の後に@niimi-u. ac. jp を追加してください。

## 2 授業科目

科目 区分	授業科目の名称	単位数		必修選 択の別	担当教員
		講義	演習		
基 盤 科 目	看護学研究方法特講	2		必修	上山、矢庭、山田、土井、矢嶋
	地域包括ケア看護学特講	2		必修	矢庭、木下、四宮、塩見、井上（真）、 金山、栗本、上山、磯本
	応用看護統計学	2		選択	矢嶋
	精神保健ケア特講	2		選択	井上（真）
専 門 科 目	地域生活支援システム 看護学特講	3		選択	矢庭、木下、四宮、井上（真）、金山、 矢嶋
	継続療養支援開発 看護学特講	3		必修	土井、塩見、栗本、上山、磯本、山本 （智）
研 究 科 目	看護学特別研究 I		4	必修	矢庭、小田、木下、四宮、塩見、井上 （真）、金山、栗本、山田、上山、土 井、磯本、矢嶋、山本（智）
	看護学特別研究 II		4	必修	矢庭、小田、木下、四宮、塩見、井上 （真）、金山、栗本、山田、上山、土 井、磯本、矢嶋、山本（智）
	看護学特別研究 III		4	必修	矢庭、小田、木下、四宮、塩見、井上 （真）、金山、栗本、山田、上山、土 井、磯本、矢嶋、山本（智）

### 3 修了要件

修了要件は、基盤科目から4単位以上、各自の研究課題に関連した専門科目から選択し3単位、看護学特別研究Ⅰの4単位及び看護学特別研究Ⅱの4単位、看護学特別研究Ⅲの4単位、合計19単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

### 4 学位

本課程を修了した者には、博士（看護学）の学位を授与する。

## 健康科学研究科地域福祉学専攻（修士課程）案内

### 【教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー】

研究科共通科目、基礎科目、専門科目、研究指導を配置し、実践的事例の分析を含んだ講義、演習を提供することにより、中山間地域で活躍できる福祉の実践的リーダーの育成を行う。ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、以下の方針を定め、科目ごとに達成目標・評価方法をシラバスに記載し、その到達度を評価する。

#### [研究科共通科目]

1. 本学が目標とする健康科学の視点を活用できる教育を行う。

#### [基礎科目]

2. 共生社会構築における中山間地域の生活課題への理解を向上させるための教育を行う。
3. 倫理規範を身につけ、中山間地域の生活課題を調査・分析・研究するための教育を行う。

#### [専門科目]

4. 生活課題がある中山間地域の人々を理解し、住民主体・利用者主体で課題解決に向けた支援を企画・立案するための教育を行う。
5. 生活課題がある中山間地域の人々への包括的支援体制を構想し、実践的に評価するための教育を行う。

#### [研究指導]

6. 福祉学の視点からみた全世代型地域包括ケアを追究・実践するための総合力を養うために、修士論文を作成する。

### 【学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー】

専攻の定める期間を在学し、設定された授業科目を履修後、基準となる単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することで、修士（地域福祉学）の学位が授与される。

1. 健康科学、共生社会、並びに地域福祉学に関する基本的知識と課題に向き合う視点を身につけていること。【基本的知識の修得】【思考力】
2. 中山間地域が抱える複合的な生活課題を調査・分析し、抽出された課題解決に向けて、倫理規範に則って研究を実施する力を身につけていること。【調査力】【研究遂行力】
3. 中山間地域の生活課題の解決のために、地域福祉学的見地から住民主体・利用者主体の支援策を企画・立案する力を身につけていること。【企画・立案力】
4. 中山間地域の様々な個人・機関・団体と連携・協働し、福祉実践のリーダーとして包括的支援体制を構築するために必要な構想力、実践力、指導力を身につけていること。【構想力】【実践力】  
【指導力】
5. 福祉学の視点からみた全世代型地域包括ケアを追究・実践するための総合力を身につけていること。【総合力】

## 1 各指導教員の研究内容および担当授業科目

担当教員 (メールアドレス)	研究内容	担当授業科目
<b>【専攻長】</b> 井上信次 教授 <inoshin>	1. 障害(メンタルヘルス問題、知的・発達障害)がある人の主に学修に関わる課題の研究 2. 医療福祉の利用者を対象にした調査の方法に関する研究	福祉共生社会特論 地域福祉学研究方法論 社会調査特論 量的調査特論 地域福祉学特別研究Ⅰ 地域福祉学特別研究Ⅱ
加藤雅彦 教授 (m-kato)	1. 公衆衛生行政による政策に関わる研究 2. 衛生教育による地域交流に関わる研究	福祉共生社会特論 地域福祉学研究方法論 地域包括ケア福祉学特論 コレクティブ・インパクト特論 地域福祉学特別研究Ⅰ 地域福祉学特別研究Ⅱ
ジョン スンウォン 鄭 丞 媛 教授 (k-jeong)	1. 介護予防、健康増進、well-being につながるまちづくりに関する研究 2. 高齢者医療・福祉領域におけるサービス・マネジメントに関する研究	地域福祉学研究方法論 社会調査特論 地方政策学特論 地域包括ケア福祉学特論 コレクティブ・インパクト特論 専門演習 地域福祉学特別研究Ⅰ 地域福祉学特別研究Ⅱ
高杉公人 教授 (kimiruhito)	1. 地域福祉計画や社会福祉法人による地域貢献等を中心とした地域福祉実践に関する研究 2. 実践力の高い社会福祉士を養成するための実習教育に関する研究	福祉共生社会特論 地域福祉学研究方法論 質的調査特論 地域福祉学特論Ⅲ 地域包括ケア福祉学特論 コレクティブ・インパクト特論 地域福祉学特別研究Ⅰ 地域福祉学特別研究Ⅱ
三上ゆみ 教授 (y-mikami)	1. 高齢者・障害の介護福祉実践を中心とした福祉領域における介護・看護実践に関する研究 2. 要援護者や家族、職員に関する質の高い実践を導くため、福祉領域に関する研究	地域福祉学特論Ⅱ 専門演習 地域福祉学特別研究Ⅰ 地域福祉学特別研究Ⅱ
小松尾京子 准教授 (komatsuo)	1. 地域を基盤とした包括的なソーシャルワーク実践に関する研究 2. ソーシャルワークの価値に基づいた地域包括ケアに関する研究	地域福祉学研究方法論 質的調査特論 地域福祉学特論Ⅲ 地域福祉学特別研究Ⅰ 地域福祉学特別研究Ⅱ

※指導を希望する教員にメールで連絡をとる際は、上記〈 〉の後に@niimi-u.ac.jpを追加してください。

## 2 授業科目

科目区分	授業科目の名称	単位数		必修選 択の別	担当教員
		講義	演習		
研究科 共通科目	健康科学特論	2		必修	山田、公文、小田、井上 (真)、岡本(邦)、浜田(非 常勤)、溝尾(非常勤)
	健康科学英語特論	2		選択	山田、山内
基礎科目	福祉共生社会特論	2		必修	井上(信)、加藤、高杉、井上 (真)、蒲原(非常勤)、高原 (非常勤)
	地域福祉学研究方法論	2		必修	井上(信)、加藤、鄭、高杉、 松本、山本(浩)、小松尾
	社会調査特論	2		選択	井上(信)、鄭
	量的調査特論	2		選択	井上(信)
	質的調査特論	2		選択	小松尾、高杉、山本(浩)、朴
専門科目	地域福祉学特論Ⅰ (社会福祉理論領域)	2		選択	山本(浩)
	地域福祉学特論Ⅱ (介護福祉領域)	2		選択	松本、三上
	地域福祉学特論Ⅲ (ソーシャルワーク領域)	2		選択	高杉、小松尾
	地方政策学特論	2		選択	鄭、高原(非常勤)
	地域包括ケア福祉学特論	2		必修	高杉、加藤、鄭、蒲原(非常 勤)、高原(非常勤)
	コレクティブ・インパクト 特論	2		選択	加藤、鄭、高杉、石原(非常 勤)、藻谷(非常勤)、熊原 (非常勤)
	専門演習		2	必修	三上、鄭、山本(浩)
研究指導	地域福祉学特別研究Ⅰ		4	必修	井上(信)、加藤、鄭、高杉、 三上、小松尾
	地域福祉学特別研究Ⅱ		4	必修	井上(信)、加藤、鄭、高杉、 三上、小松尾



### 3 修了要件

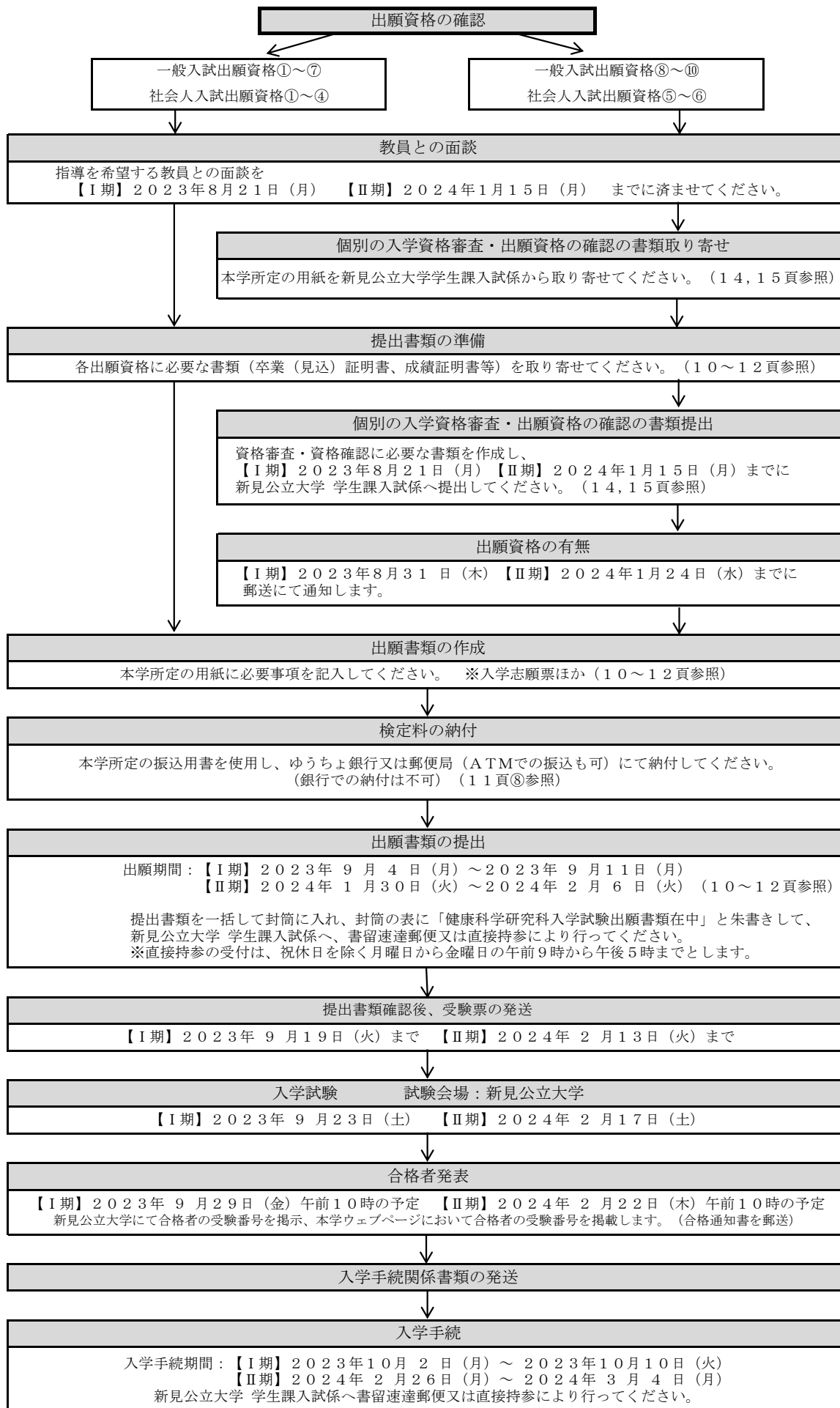
本専攻を修了するためには必修科目18単位、選択科目12単位以上を含む、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格する必要がある。ただし選択科目12単位以上には、看護学専攻（博士前期課程）で開講する選択科目4単位を含めることができる。さらに、指導教員が担当する地域福祉学特別研究Ⅰ及び地域福祉学特別研究Ⅱを履修する必要がある、また指導教員が担当する選択科目を2単位以上修得する必要がある。この選択科目は、基礎科目、専門科目を問わない。専門科目の選択科目のうち、地域福祉学特論Ⅰ（社会福祉理論領域）、地域福祉学特論Ⅱ（介護福祉領域）、地域福祉学特論Ⅲ（ソーシャルワーク領域）から4単位以上を選択必修とする。

### 4 学位

本課程を修了した者には、修士（地域福祉学）の学位を授与する。

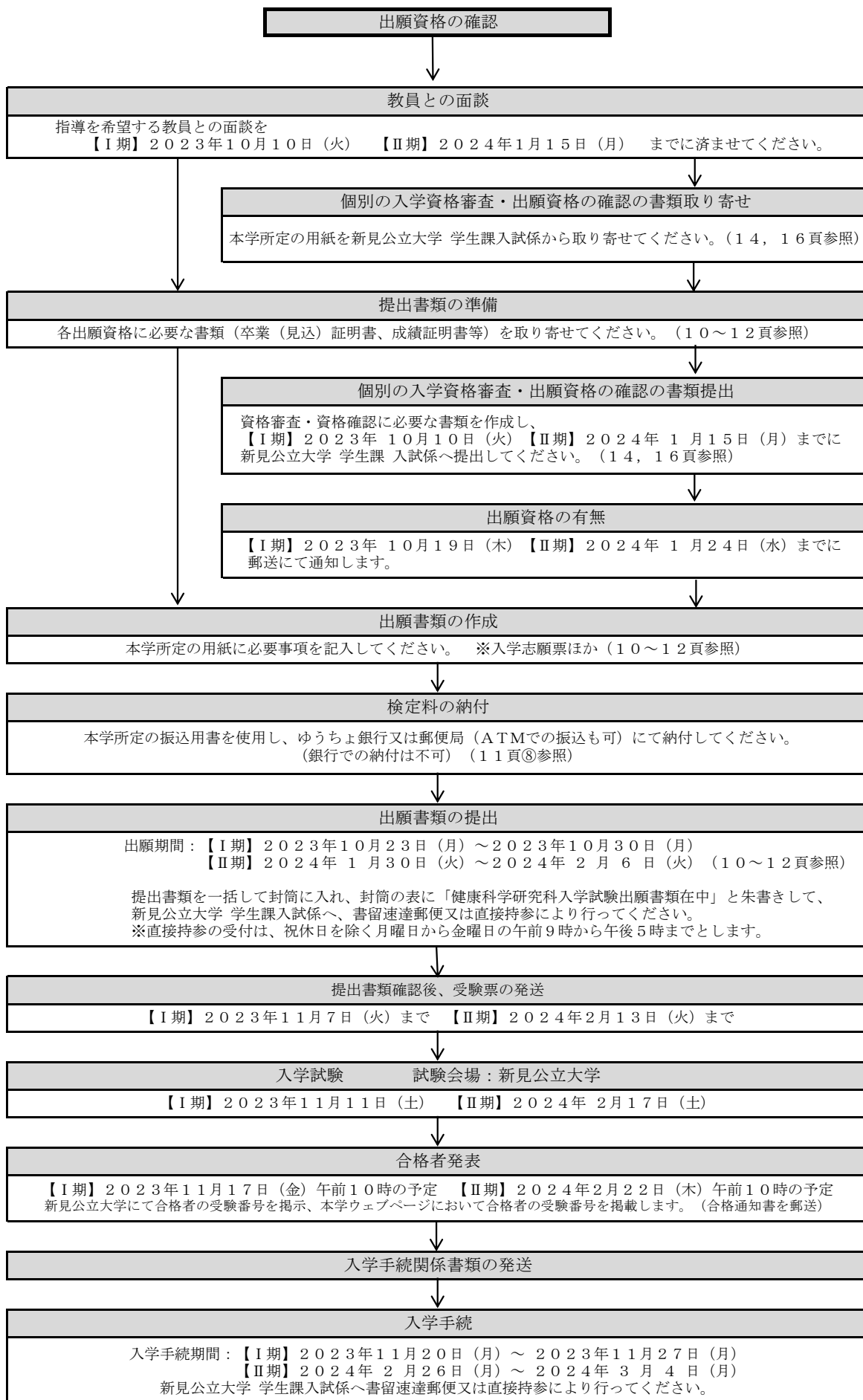
(出願から入学手続までの流れ)

看護学専攻(博士前期課程)・地域福祉学専攻(修士課程)



(出願から入学手続きまでの流れ)

### 看護学専攻 (博士後期課程)



<入試に関する問い合わせ先>

## 新見公立大学

### 学生課入試係

〒718-8585

岡山県新見市西方1263番地2

TEL 0867-72-0634 (代表)

URL <https://www.niimi-u.ac.jp/>

E-Mail [nyushi@niimi-u.ac.jp](mailto:nyushi@niimi-u.ac.jp)